

奈良県新公会堂管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第七十九号

奈良県新公会堂管理規則の一部を改正する規則

奈良県新公会堂管理規則（昭和六十三年十月奈良県規則第三十七号）の一部を次のように改正する。

別表舞台設備の項中

「	四〇〇円	」	を	「	四一〇円	」	に、
---	------	---	---	---	------	---	----

「三五〇円」を「三六〇円」に、「六〇〇円」を「六一〇円」に、「一、四〇〇円」を「一、四四〇円」に、「一、一〇〇円」を「一、一三〇円」に、「三、〇〇〇円」を「三、〇八〇円」に改め、同表音響設備の項中「一、〇〇〇円」を「一、〇二〇円」に、「一、一〇〇円」を「一、一三〇円」に、「一、五〇〇円」を「一、五四〇円」に、「七〇〇円」を「七二〇円」に、「六五〇円」を「六六〇円」に、「二、〇〇〇円」を「二、〇五〇円」に、「一、六〇〇円」を「一、六四〇円」に、「九〇〇円」を「九二〇円」に、「二、二〇〇円」を「二、二六〇円」に改め、同表映写設備の項中「三、〇〇〇円」を「三、〇八〇円」に、「一、七〇〇円」を「一、七四〇円」に、「五、〇〇〇円」を「五、一四〇円」に、「一、一〇〇円」を「一、一三〇円」に、「一、〇〇〇円」を「一、〇二〇円」に、「八、〇〇〇円」を「八、二二〇円」に、「一、八〇〇円」を「一、八五〇円」に、「一、五〇〇円」を「一、五四〇円」に、「二、〇〇〇円」を「二、〇五〇円」に、「一、四〇〇円」を「一、四四〇円」に、

「	円	」	を	「	八二〇円	」	に、	「三五〇円」を「三六〇円」に、「二、五〇〇円」を
---	---	---	---	---	------	---	----	--------------------------

「二、五七〇円」に改め、同表パントリーの項中「四、〇〇〇円」を「四、一〇〇円」に、「三、〇〇〇円」を「三、〇八〇円」に、「三〇、〇〇〇円」を「三〇、八五〇円」に改め、同表諸設備の項中「一、四〇〇円」を「一、四四〇円」に、「三五

〇円」を「三六〇円」に、「二、〇〇〇円」を「二、〇五〇円」に、「一五、〇〇〇円」を「一五、四二〇円」に、「五〇〇円」を「五一〇円」に、「二、三〇〇円」を「二、三六〇円」に、「一、二〇〇円」を「一、二三〇円」に、「七〇〇円」を「七二〇円」に、「八、〇〇〇円」を「八、二三〇円」に、

五、一四〇円	に、	「	四〇〇円	」を	「	四一〇円	」に
--------	----	---	------	----	---	------	----

改め、同表中継の項中「五、〇〇〇円」を「五、一四〇円」に、「三、〇〇〇円」を「三、〇八〇円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に奈良県新公会堂条例（昭和六十三年十月奈良県条例第十一号）第二条の規定により使用の承認を受けている者の当該使用の承認に係る設備等の使用及びその使用料の額については、なお従前の例による。